

4. 整備関係

(1) 検査業務の取り組み

① 検査業務の概況

自動車の審査を行う検査場は、新潟支局が4コース、長岡事務所が3コース（二輪車専用コース含む）で実施しており、出張検査については新潟支局が村上市及び佐渡市への2地区、また、長岡事務所が上越市の1地区において実施しています。

県内における検査業務量については、平成23年度の新規検査件数（型式指定車を含む。）がおよそ700件増加し73,163件で、対前年比101.0%となっていますが、継続検査件数についてはおよそ14,300件減少し475,433件で、対前年比97.1%となっています。

平成23年度のユーザー車検の受検件数は、18,782件で全検査件数（新規検査の型式指定車を除く）の3.8%を占めています。

ユーザー車検の予約については、インターネット又は直接窓口において行っております。

インターネット予約 パソコン URL：<https://www.yoyaku.navi.go.jp/pc/reservationTOP.do>

携帯電話 URL：<http://mobile.yoyaku.navi.go.jp/>

② 検査業務に関する施策

(i) 街頭検査の実施

街頭検査



整備不良車両や不正改造車両を排除するため、関係機関や関係団体と連携・協力し、街頭検査を実施しています。

平成23年度は、街頭検査を27回実施し、4,541台の自動車について検査を行い、整備命令書を110件交付しました。

(ii) 燃料（軽油）の検査

硫黄濃度分が高いいわゆる「不正軽油」の使用を撲滅するため平成17年度から、簡易型の硫黄濃度測定器を導入し、走行中の自動車が実際に使っている燃料（軽油）を抜き取り、硫黄濃度検査を実施しています。

この硫黄濃度検査を、平成23年度は県内2か所において実施し、30台について測定しました。



(iii) 職権打刻

腐食し識別困難となった車台番号



車台番号や原動機の型式の打刻が腐食等により識別が困難になった場合や事故等によりフレームの交換が必要となった場合については、塗まつ許可等により職権による打刻を実施します。

特に、冬期における融雪剤の散布により、車台番号や原動機型式の打刻部分が腐食し、識別が困難になった自動車が増大しており、平成21年度は297件、平成22年度には290件、平成23年度は332件の職権打刻を実施

しました。

なお、平成21年7月からは、職権打刻プレートを標示する方法により、効率的に職権打刻を実施しています。

(iv) 保安基準緩和

長大物品を輸送する大型トレーラ等で分割できない単体物品を輸送する場合や幅の広いスノウプラウで除雪に使用する自動車等特別な用途や使用に際し、申請に係る受付及びヒアリングを実施し、道路運送車両の保安基準の緩和認定に必要な審査を行っています。平成23年度は、206件が運輸局長により緩和認定されました。

除雪をするため認定を受けた基準緩和車両



(2) 自動車整備事業の取り組み

① 自動車整備事業の概況

自動車の分解整備事業者は、自動車の分解整備を行ったときは分解整備に係る部分が、保安基準に適合するようにならなければならない重大な責務を負っています。このため、自動車の分解整備を行う場合、地方運輸局長の認証等を取得しなければならないという制度が設けられています。



(i) 認証工場（自動車分解整備事業）

自動車の分解整備を事業として行うため、国の定める基準に適合した設備及び従業員を有する整備工場を「認証工場」と言い、事業場には黄色の看板を掲げています。

新潟県内の認証工場数は、平成24年3月末現在で2,095工場となっています。



(ii) 認定工場（優良自動車整備事業）

整備技術の向上及び整備施設の充実を図るため、自動車又はその部分の整備又は改造を業とする者について、一定の要件を満たした優良な整備工場を「認定工場」と言い、事業場には白色の看板を掲げています。

新潟県内の認定工場数は、平成24年3月末現在で自動車整備33工場、車体整備28工場、電装整備8工場、そして、タイヤ整備2工場となっています。



(iii) 指定工場（指定自動車整備事業）

認証工場のうち、設備、技術及び管理組織について一定の要件を満たした優良な事業者であって、検査設備を有し、かつ自動車検査員を選任している整備工場を「指定工場」と言い、事業場には認証看板と合わせて青色の看板を掲げています。

指定工場は、「民間車検場」とも言われており、点検・整備及び検査が行われ、保安基準適合証が交付された

場合は、国に現車の提示を行わなくとも自動車検査証の有効期間の更新を受けることができます。

新潟県内の指定工場数は、平成24年3月末現在、601工場で全認証工場に占める割合は28.6%となっています。



②点検整備等の推進に関する施策

(i) 自動車点検整備推進運動等

自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故（不正改造を含む）防止や環境保全（不正軽油使用防止・ディーゼル黒煙等排気ガス対策等）を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていることから、「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」及び「ディーゼルクリーン・キャンペーン」を全国的に展開し、自動車ユーザーに適切な点検・整備の実施の必要性を理解してもらうため強化月間を定め、この期間中に自動車の無料点検コーナー等を設置した「自動車ふれあい相談所」の開設や街頭検査を実施する等、自動車の点検整備を推進するためのイベントを実施しています。



新潟市の大型スーパー店舗での「自動車ふれあい相談所」



自動車無料点検コーナー



自動車相談コーナー

【不正改造例】

- 運転席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム貼付



- 灯火類の灯光の色を変更

[制動灯・尾灯:方向指示器:後部反射器を白色に変更]



- 基準外のウイングの取り付け



- 消音器（マフラー）の切断



(ii) 自動車整備士の技能検定について

地方運輸局長の認証が必要とされる自動車分解整備事業場にあつては、一定数以上の自動車整備士が従事していることが必要とされ、自動車整備要員の社会的地位と技能の向上を図るため、自動車整備士技能検定を行い、社会に自動車整備士を送り出しています。

自動車整備士の種類は1級小型自動車整備士など14種類あり、資格を取得するには、それぞれの学科試験と実技試験に合格、若しくは国土交通大臣が指定した養成施設を修了又は登録試験機関が実施する登録試験に合格して試験免除を受け取得する方法があります。

平成23年度の新潟県内における自動車整備士合格者数は691名でした。

(3) 保安業務の取り組み

①重大事故の発生状況

平成23年の新潟県内における事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数58件（前年比-26件）、死者数16名（前年比+3名）、負傷者数68名（前年比-38名）となっており、事故件数、負傷者数は減少、死者数は増加しました。

また、事故種類別発生状況では、衝突事故が16件（全体の27%）で死者6名（全体の38%）と例年どおり大部分を占めています。他には車両故障が6件、死傷事故が11件、転覆事故が10件、火災事故が7件、健康起因による事故が2件、車内事故が3件、交通障害が3件発生しています。



車両火災事故

②事故防止に関する施策

自動車運送事業においては、新規事業参入規制の撤廃等の規制緩和に伴い、社会的規制が強化される等、事後チェック体制に移行されてきました。このような中、飲酒運転による事故や有責の重大事故を起こした自動車運送事業者に対しては監査を実施し、運転者に対する過労防止措置違反等の安全性の確保に係わる法令違反が確認された場合には、車両の使用停止等の厳正な行政処分を行い、事故の再発防止に努めているところです。

また、事業用自動車の事故発生状況が、自家用自動車のものと比べ、事故件数、死者数ともに減少の歩みが遅いという状況を鑑みて、国土交通省及び関係業界は、平成21年3月に「事業用自動車総合安全プラン2009」を策定し、平成21年以降の10年間を「事故削減のための集中期間」と位置付け、目標達成に向けた諸施策を講じているところです。この施策の一環で、地方では、輸送の安全確保を図るための運行管理機能の充実と、事故の根絶を図るため、毎年、「事業用自動車事故防止対策会議」を開催し、関係業界における事故防止対策の取組状況やその効果等を確認し、テーマを掲げ次年度の活動につなげています。



自動車事故防止対策会議

③関越自動車道事故について

平成24年4月29日に発生した関越自動車道上り線藤岡ジャンクション付近での都市間高速ツアーバス衝突事故を受け、新潟運輸支局でも全国一斉緊急重点監査の実施、安全対策会議の開催、高速ツアーバス事業者の運行管理者に対する緊急講習の実施、夏の多客期前における緊急一斉点検の実施などを行い、その再発防止に全力を挙げています。



高速ツアーバス緊急一斉点検

④運行管理者及び整備管理者について

一定台数以上の事業用自動車を保有する営業所には、その営業所ごとに運行管理者の選任が義務づけられており、運行管理者は乗務員に対する指導監督や点呼の実施等、事故防止に係る業務を実施することとなっています。また、この制度の中で、選任されている運行管理者には定期的な講習（一般講習又は基礎講習）の受講が、死亡事故を惹起した営業所や法令違反により行政処分を受けた営業所の運行管理者には特別講習の受講が義務づけられているため、講習の実施にあたっては認定機関と協力し、実効性のある講習となるよう努めています。



運行管理者講習

その他、大型バスや事業用自動車などが一定台数以上ある使用の本拠の位置には、専門知識を有した整備管理者の選任が義務づけられており、整備管理者は、使用者に代わって自動車の点検・整備等に関する業務や車庫の管理などの業務を実施することとなっています。また、整備管理者についても基礎的知識の習得や車両故障事故防止等を目的とした研修が義務づけられているため、新たに選任されようとする者に対しては選任前研修を、既に選任されている者に対しては選任後研修を実施し、整備管理者の知識・能力について維持・向上を図り、自動車の管理業務がより確実に実施されるよう努めています。